



# 金 沢 市 公 報

号外第 1 1 号

平成28年(2016年)3月28日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市及び野々市市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結について	
● 告 示			
○金沢市及び白山市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結について(企画調整課)	1	○金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結について( " )	6
○金沢市及びかほく市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結について( " )	3	○金沢市及び内灘町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結について( " )	10

## 告 示

### ●金沢市告示第85号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、金沢市及び白山市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月28日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市及び白山市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

金沢市(以下「甲」という。)及び白山市(以下「乙」という。)は、連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づく連携中枢都市圏である石川中央都市圏(以下「圏域」という。)を形成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

(目的)

第1条 この協約は、甲及び乙が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

(区域)

第2条 圏域に含まれる区域は、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町の区域とする。

(基本方針)

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

(連携する取組等)

第4条 甲及び乙が相互に連携する取組、当該取組の内容及び当該取組における両者の役割は、別表に掲げるとおりとする。

(石川中央都市圏ビジョン)

第5条 甲は、前条に規定する取組を実施するため、圏域の中長期的な将来像、具体的取組等を定める石川中央都市圏ビジョン(以下「ビジョン」という。)を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 前条に規定する取組を甲及び乙が推進するために要する費用の負担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

3 ビジョンは、毎年度見直しを行い、所要の変更を行うものとする。

(石川中央都市圏首長会議)

第6条 甲及び乙を含む圏域内の市町の長は、連携の推進に係る連絡調整を図るため、石川中央都市圏首長会議を、年1回以上開催するものとする。

(協約の変更及び廃止)

第7条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項により、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

別表（第4条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 産学金官民一体となった経済成長の推進	ビジョンについて協議するための石川中央都市圏ビジョン懇談会を運営するとともに、高等教育機関の集積を生かした共同研究等に取り組む。	産学金官民一体となった経済成長の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 新規創業の促進及び地域産業の振興	新規創業の促進に資する施設の運営、研修会の開催等を通じて総合的な起業支援を行うとともに、伝統文化等圏域の特性を生かした産業の振興に取り組む。	新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域農産物のブランド化を推進する等、地場製品の生産、販路及び消費の拡大に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(4) 戦略的な観光施策の推進	観光施策の推進体制を構築するとともに、観光客の受入れ環境の向上、周遊観光ルートの作成等に取り組む。	戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 高度な医療・救急サービスの提供	公立病院及び救急医療体制における高度情報化等に取り組む。	高度な医療・救急サービスの提供に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	主要駅周辺等の圏域の拠点整備を推進するとともに、二次交通の充実、公共交通の利用促進等広域的公共交通網の構築に取り組む。	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	圏域における国際会議機能を強化するとともに、高等教育機関、研究機関等の活動の支援に取り組む。	高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 地域医療及び介護・福祉サービスの充実	小児救急等地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 教育・文化・スポーツの振興	公共施設の相互利用、スポーツによる交流の促進等圏域の教育	教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組むとと	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取

	・文化・スポーツの振興に取り組む。	もに、連携を推進する。	り組む。
(3) 広域的な土地利用・地域振興	圏域の豊かな自然を生かしたにぎわい創出イベントの開催等広域的な土地利用・地域振興に取り組む。	広域的な土地利用・地域振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(4) 災害対策	災害時の相互応援体制及び圏域全体の防災体制の強化等災害対策に取り組む。	災害対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(5) 環境対策	地下水の保全、生活排水対策等環境対策に取り組む。	環境対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(6) 地域公共交通の充実	地域鉄道の利用の促進、パーク・アンド・ライドの充実等に取り組む。	地域公共交通の充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(7) 道路・ICT等社会インフラの整備	道路、上下水道等の整備及び維持の効率化を推進するとともに、ICTの普及啓発等に取り組む。	道路・ICT等社会インフラの整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(8) 地産地消の推進	生産者と消費者との連携を促進し、圏域における地産地消に取り組む。	地産地消の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(9) 地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するとともに、圏域の住みやすさを広く発信する等移住の促進に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(10) 人材の育成とネットワーク構築	共同研修の実施等圏域における官民を通じた人材育成と圏域内外とのネットワーク構築に取り組む。	人材の育成とネットワーク構築に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

●金沢市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、金沢市及びかほく市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月28日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市及びかほく市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

金沢市（以下「甲」という。）及びかほく市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である石川中央都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、甲及び乙が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（区域）

第2条 圏域に含まれる区域は、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町の区域とする。

（基本方針）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

(連携する取組等)

第4条 甲及び乙が相互に連携する取組、当該取組の内容及び当該取組における両者の役割は、別表に掲げるとおりとする。

(石川中央都市圏ビジョン)

第5条 甲は、前条に規定する取組を実施するため、圏域の中長期的な将来像、具体的取組等を定める石川中央都市圏ビジョン(以下「ビジョン」という。)を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 前条に規定する取組を甲及び乙が推進するために要する費用の負担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

3 ビジョンは、毎年度見直しを行い、所要の変更を行うものとする。

(石川中央都市圏首長会議)

第6条 甲及び乙を含む圏域内の市町の長は、連携の推進に係る連絡調整を図るため、石川中央都市圏首長会議を、年1回以上開催するものとする。

(協約の変更及び廃止)

第7条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項により、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

別表(第4条関係)

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 産学金官民一体となった経済成長の推進	ビジョンについて協議するための石川中央都市圏ビジョン懇談会を運営するとともに、高等教育機関の集積を生かした共同研究等に取り組む。	産学金官民一体となった経済成長の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 新規創業の促進及び地域産業の振興	新規創業の促進に資する施設の運営、研修会の開催等を通じて総合的な起業支援を行うとともに、伝統文化等圏域の特性を生かした産業の振興に取り組む。	新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域農産物のブランド化を推進する等、地場産品の生産、販路及び消費の拡大に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(4) 戦略的な観光施策の推進	観光施策の推進体制を構築するとともに、観光客の受入れ環境の向上、周遊観光ルートの作成等に取り組む。	戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 高度な医療・救急サービスの提供	公立病院及び救急医療体制における高度情報化等に取り組む。	高度な医療・救急サービスの提供に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の	主要駅周辺等の圏域の拠点整備を推進するとともに、二次交通の充実、公共交通の利用促進等	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に主体的に取り組むとともに、	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

構築	広域的公共交通網の構築に取り組む。	連携を推進する。	
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	圏域における国際会議機能を強化するとともに、高等教育機関、研究機関等の活動の支援に取り組む。	高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 地域医療及び介護・福祉サービスの充実	小児救急等地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 教育・文化・スポーツの振興	公共施設の相互利用、スポーツによる交流の促進等圏域の教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 広域的な土地利用・地域振興	圏域の豊かな自然を生かしたにぎわい創出イベントの開催等広域的な土地利用・地域振興に取り組む。	広域的な土地利用・地域振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(4) 災害対策	災害時の相互応援体制及び圏域全体の防災体制の強化等災害対策に取り組む。	災害対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(5) 環境対策	地下水の保全、生活排水対策等環境対策に取り組む。	環境対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(6) 地域公共交通の充実	地域鉄道の利用の促進、パーク・アンド・ライドの充実等に取り組む。	地域公共交通の充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(7) 道路・ICT等社会インフラの整備	道路、上下水道等の整備及び維持の効率化を推進するとともに、ICTの普及啓発等に取り組む。	道路・ICT等社会インフラの整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(8) 地産地消の推進	生産者と消費者との連携を促進し、圏域における地産地消に取り組む。	地産地消の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(9) 地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するとともに、圏域の住みやすさを広く発信する等移住の促進に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(10) 人材の育成とネットワーク構築	共同研修の実施等圏域における官民を通じた人材育成と圏域内外とのネットワーク構築に取り組む。	人材の育成とネットワーク構築に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

●金沢市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、金沢市及び野々市市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月28日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市及び野々市市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

金沢市（以下「甲」という。）及び野々市市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である石川中央都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、甲及び乙が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（区域）

第2条 圏域に含まれる区域は、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町の区域とする。

（基本方針）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組等）

第4条 甲及び乙が相互に連携する取組、当該取組の内容及び当該取組における両者の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（石川中央都市圏ビジョン）

第5条 甲は、前条に規定する取組を実施するため、圏域の中長期的な将来像、具体的取組等を定める石川中央都市圏ビジョン（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 前条に規定する取組を甲及び乙が推進するために要する費用の負担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

3 ビジョンは、毎年度見直しを行い、所要の変更を行うものとする。

（石川中央都市圏首長会議）

第6条 甲及び乙を含む圏域内の市町の長は、連携の推進に係る連絡調整を図るため、石川中央都市圏首長会議を、年1回以上開催するものとする。

（協約の変更及び廃止）

第7条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項により、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

別表（第4条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 産学金官民一体となった経済成長の推進	ビジョンについて協議するための石川中央都市圏ビジョン懇談会を運営するとともに、高等教育機関の集積を生かした共同研究等に取り組む。	産学金官民一体となった経済成長の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 新規創業の促進及び地域産業の振興	新規創業の促進に資する施設の運営、研修会の開催等を通じて総合的な起業支援を行うとともに、伝統文化等圏域の特性を生かした産業の振興に取り組む。	新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 地域資源を活	地域農産物のブランド化を推進	地域資源を活用した地域経	甲と連携して実施する事業



用した地域経済の裾野拡大	する等地方産品の生産、販路及び消費の拡大に取り組む。	済の裾野拡大に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	について、甲と協力して取り組む。
(4) 戦略的な観光施策の推進	観光施策の推進体制を構築するとともに、観光客の受入れ環境の向上、周遊観光ルートの作成等に取り組む。	戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 高度な医療・救急サービスの提供	公立病院及び救急医療体制における高度情報化等に取り組む。	高度な医療・救急サービスの提供に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	主要駅周辺等の圏域の拠点整備を推進するとともに、二次交通の充実、公共交通の利用促進等広域的公共交通網の構築に取り組む。	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	圏域における国際会議機能を強化するとともに、高等教育機関、研究機関等の活動の支援に取り組む。	高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 地域医療及び介護・福祉サービスの充実	小児救急等地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 教育・文化・スポーツの振興	公共施設の相互利用、スポーツによる交流の促進等圏域の教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 広域的な土地利用・地域振興	圏域の豊かな自然を生かしたにぎわい創出イベントの開催等広域的な土地利用・地域振興に取り組む。	広域的な土地利用・地域振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(4) 災害対策	災害時の相互応援体制及び圏域全体の防災体制の強化等災害対策に取り組む。	災害対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(5) 環境対策	地下水の保全、生活排水対策等環境対策に取り組む。	環境対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(6) 地域公共交通の充実	地域鉄道の利用の促進、パーク・アンド・ライドの充実等に取り組む。	地域公共交通の充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(7) 道路・ICT	道路、上下水道等の整備及び維	道路・ICT等社会インフ	甲と連携して実施する事業

等社会インフラの整備	持の効率化を推進するとともに、ICTの普及啓発等に取り組む。	ラの整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	について、甲と協力して取り組む。
(8) 地産地消の推進	生産者と消費者との連携を促進し、圏域における地産地消に取り組む。	地産地消の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(9) 地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するとともに、圏域の住みやすさを広く発信する等移住の促進に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(10) 人材の育成とネットワーク構築	共同研修の実施等圏域における官民を通じた人材育成と圏域内外とのネットワーク構築に取り組む。	人材の育成とネットワーク構築に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

### ●金沢市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月28日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

金沢市（以下「甲」という。）及び津幡町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である石川中央都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、甲及び乙が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（区域）

第2条 圏域に含まれる区域は、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町の区域とする。

（基本方針）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組等）

第4条 甲及び乙が相互に連携する取組、当該取組の内容及び当該取組における両者の役割は、別表に掲げるとおりとする。

（石川中央都市圏ビジョン）

第5条 甲は、前条に規定する取組を実施するため、圏域の中長期的な将来像、具体的取組等を定める石川中央都市圏ビジョン（以下「ビジョン」という。）を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 前条に規定する取組を甲及び乙が推進するために要する費用の負担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

3 ビジョンは、毎年度見直しを行い、所要の変更を行うものとする。

（石川中央都市圏首長会議）

第6条 甲及び乙を含む圏域内の市町の長は、連携の推進に係る連絡調整を図るため、石川中央都市圏首長会議を、年1回以上開催するものとする。

（協約の変更及び廃止）

第7条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合にお



いて、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項により、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

別表（第4条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 産学金官民一体となった経済成長の推進	ビジョンについて協議するための石川中央都市圏ビジョン懇談会を運営するとともに、高等教育機関の集積を生かした共同研究等に取り組む。	産学金官民一体となった経済成長の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 新規創業の促進及び地域産業の振興	新規創業の促進に資する施設の運営、研修会の開催等を通じて総合的な起業支援を行うとともに、伝統文化等圏域の特性を生かした産業の振興に取り組む。	新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域農産物のブランド化を推進する等、地場産品の生産、販路及び消費の拡大に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(4) 戦略的な観光施策の推進	観光施策の推進体制を構築するとともに、観光客の受入れ環境の向上、周遊観光ルートの作成等に取り組む。	戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 高度な医療・救急サービスの提供	公立病院及び救急医療体制における高度情報化等に取り組む。	高度な医療・救急サービスの提供に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	主要駅周辺等の圏域の拠点整備を推進するとともに、二次交通の充実、公共交通の利用促進等広域的公共交通網の構築に取り組む。	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	圏域における国際会議機能を強化するとともに、高等教育機関、研究機関等の活動の支援に取り組む。	高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 地域医療及び介護・福祉サービスの充実	小児救急等地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 教育・文化・スポーツの振興	公共施設の相互利用、スポーツによる交流の促進等圏域の教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

	組む。		
(3) 広域的な土地利用・地域振興	圏域の豊かな自然を生かしたにぎわい創出イベントの開催等広域的な土地利用・地域振興に取り組む。	広域的な土地利用・地域振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(4) 災害対策	災害時の相互応援体制及び圏域全体の防災体制の強化等災害対策に取り組む。	災害対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(5) 環境対策	地下水の保全、生活排水対策等環境対策に取り組む。	環境対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(6) 地域公共交通の充実	地域鉄道の利用の促進、パーク・アンド・ライドの充実等に取り組む。	地域公共交通の充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(7) 道路・ICT等社会インフラの整備	道路、上下水道等の整備及び維持の効率化を推進するとともに、ICTの普及啓発等に取り組む。	道路・ICT等社会インフラの整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(8) 地産地消の推進	生産者と消費者との連携を促進し、圏域における地産地消に取り組む。	地産地消の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(9) 地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するとともに、圏域の住みやすさを広く発信する等移住の促進に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(10) 人材の育成とネットワーク構築	共同研修の実施等圏域における官民を通じた人材育成と圏域内外とのネットワーク構築に取り組む。	人材の育成とネットワーク構築に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

### ●金沢市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、金沢市及び内灘町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月28日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市及び内灘町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

金沢市（以下「甲」という。）及び内灘町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である石川中央都市圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この協約は、甲及び乙が連携することで、人口減少・少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持するとともに、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる圏域を形成することを目的とする。

（区域）

第2条 圏域に含まれる区域は、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町及び内灘町の区域とする。

（基本方針）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次条に規定する取組において、相互に役割を分担して

連携を図るものとする。

(連携する取組等)

第4条 甲及び乙が相互に連携する取組、当該取組の内容及び当該取組における両者の役割は、別表に掲げるとおりとする。

(石川中央都市圏ビジョン)

第5条 甲は、前条に規定する取組を実施するため、圏域の中長期的な将来像、具体的取組等を定める石川中央都市圏ビジョン(以下「ビジョン」という。)を、乙を含む圏域内の市町と協議して策定する。

2 前条に規定する取組を甲及び乙が推進するために要する費用の負担については、甲及び乙が協議してビジョンに定める。

3 ビジョンは、毎年度見直しを行い、所要の変更を行うものとする。

(石川中央都市圏首長会議)

第6条 甲及び乙を含む圏域内の市町の長は、連携の推進に係る連絡調整を図るため、石川中央都市圏首長会議を、年1回以上開催するものとする。

(協約の変更及び廃止)

第7条 この協約の規定を変更し、又は廃止しようとする場合は、甲及び乙の協議によるものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項により、あらかじめ議会の議決を得ることとする。

別表(第4条関係)

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 産学金官民一体となった経済成長の推進	ビジョンについて協議するための石川中央都市圏ビジョン懇談会を運営するとともに、高等教育機関の集積を生かした共同研究等に取り組む。	産学金官民一体となった経済成長の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 新規創業の促進及び地域産業の振興	新規創業の促進に資する施設の運営、研修会の開催等を通じて総合的な起業支援を行うとともに、伝統文化等圏域の特性を生かした産業の振興に取り組む。	新規創業の促進及び地域産業の振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	地域農産物のブランド化を推進する等地場製品の生産、販路及び消費の拡大に取り組む。	地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(4) 戦略的な観光施策の推進	観光施策の推進体制を構築するとともに、観光客の受入れ環境の向上、周遊観光ルートの作成等に取り組む。	戦略的な観光施策の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 高度な医療・救急サービスの提供	公立病院及び救急医療体制における高度情報化等に取り組む。	高度な医療・救急サービスの提供に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	主要駅周辺等の圏域の拠点整備を推進するとともに、二次交通の充実、公共交通の利用促進等広域的公共交通網の構築に取り	高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

	組む。		
(3) 高等教育・研究開発の環境整備	圏域における国際会議機能を強化するとともに、高等教育機関、研究機関等の活動の支援に取り組む。	高等教育・研究開発の環境整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

取 組	内 容	甲 の 役 割	乙 の 役 割
(1) 地域医療及び介護・福祉サービスの充実	小児救急等地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(2) 教育・文化・スポーツの振興	公共施設の相互利用、スポーツによる交流の促進等圏域の教育・文化・スポーツの振興に取り組む。	教育・文化・スポーツの振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(3) 広域的な土地利用・地域振興	圏域の豊かな自然を生かしたにぎわい創出イベントの開催等広域的な土地利用・地域振興に取り組む。	広域的な土地利用・地域振興に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(4) 災害対策	災害時の相互応援体制及び圏域全体の防災体制の強化等災害対策に取り組む。	災害対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(5) 環境対策	地下水の保全、生活排水対策等環境対策に取り組む。	環境対策に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(6) 地域公共交通の充実	地域鉄道の利用の促進、パーク・アンド・ライドの充実等に取り組む。	地域公共交通の充実に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(7) 道路・ICT等社会インフラの整備	道路、上下水道等の整備及び維持の効率化を推進するとともに、ICTの普及啓発等に取り組む。	道路・ICT等社会インフラの整備に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(8) 地産地消の推進	生産者と消費者との連携を促進し、圏域における地産地消に取り組む。	地産地消の推進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(9) 地域内外の住民との交流・移住促進	地域内外の住民との交流を促進するとともに、圏域の住みやすさを広く発信する等移住の促進に取り組む。	地域内外の住民との交流・移住促進に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。
(10) 人材の育成とネットワーク構築	共同研修の実施等圏域における官民を通じた人材育成と圏域内外とのネットワーク構築に取り組む。	人材の育成とネットワーク構築に主体的に取り組むとともに、連携を推進する。	甲と連携して実施する事業について、甲と協力して取り組む。

平成28年(2016年)3月28日 印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)3月28日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地